

見附市上下水道局事務決裁規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和5年5月1日

見附市長 稲田 亮

見附市上下水道事業管理規程第5号

見附市上下水道局事務決裁規程の一部を改正する規程

見附市上下水道局事務決裁規程（平成25年見附市ガス上下水道事業管理規程第10号）の一部を次のように改正する。

第4条の表3の部（8）の項中「見附市建設工事請負基準約款（平成9年見附市告示第3号）第35条第1項に規定する前払金及び同条第2項に規定する中間前払金の支出」を「他の項で規定するものを除くほか、支出命令」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、改正後の見附市上下水道局事務決裁規程の規定は、令和5年4月1日から適用する。